

# 一般社団法人麻布大学同窓会の保有する個人情報の取扱いに関する規程

令和5年2月22日

規程第9号

## (目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、一般社団法人麻布大学同窓会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、個人情報の適切な収集、利用、管理及び保存を図り、もって本会における個人の権益及び個人情報の保護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名（旧姓名）、生年月日、住所、電話番号、Fax番号、勤務先（名称、所在地、電話番号）、メールアドレス、麻布大学（以下「大学」という。）卒業学部学科/修了研究科、卒業/修了年、在学時の所属研究室、課外活動団体等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの。
  - イ 前アに掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのもの。
- (3) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 「保有個人データ」とは、本会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、法令に定めるものを除く。
- (5) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

## (基本理念)

第3条 個人情報は、個人の人格を尊重する理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを認識し、この規程に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

## (利用目的の特定)

第4条 本会は、次の各号に掲げる業務の遂行に必要な範囲内において、個人情報を取扱うものとする。

- (1) 会報、資料、事務文書等の送付
- (2) 本会の役員会及び委員会等の事務連絡及び運営等
- (3) 部会・支部・地区ブロック関連、クラブ・サークル活動関連、研究室関連、同期会・県人会関連の会議及び各種行事の開催案内及び運営等

- (4) 準会員（学部学生及び大学院学生）の就職支援等
- (5) 卒業生を対象とした麻布獣医学会、麻布環境科学研究会等の学術研究、講演会、公開講座等大学行事の開催案内等の送付並びに運営等
- (6) 学校法人麻布獣医学園（以下「学園」という。）の評議員選挙
- (7) 会員名簿の作成
- (8) 会員の居住地等の確認に係る連絡・手続き等
- (9) その他一般社団法人麻布大学同窓会定款第4条に定める事業の遂行のために必要とする場合

2 前項の利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有し、かつ合理性が認められる範囲を超えないものとする。

（利用目的による制限）

第5条 前条の規定より特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱わないものとする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合は適用しない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託者が法令に基づく事務を遂行する場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（適正な取得）

第6条 個人情報の取得は、適正かつ公正な手段により、これを行うものとする。

2 個人情報は、次の各号に掲げる場合を除くほか、本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 出版、報道等により公にされているとき
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 学園の保有する個人情報の取扱いに関する規程第15条第4項第3号に定める特定の者との間で共同して利用するために本会に提供されるとき。

3 前項の個人情報の取得の方法は、本人が記入した住所変更等連絡票（様式第1号）又は住所変更等連絡票の事項を含むよう作成したその他の書面（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式（以下「電子的方式等」という。）で作られるものを含む。）並びに口頭（電話・面談等）によるものとする。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第7条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に規定する書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産

の保護のための緊急に必要な場合は、この限りでない。

3 利用目的を変更した場合、変更された利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前三項は、次の各号に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害する恐れがある場合

(3) 国の機関及び地方公共団体が法令に定める事務を遂行する場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(個人データ内容の正確性の確保)

第8条 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(個人データの利用)

第9条 第4条第1項第3号に規定する各会又は団体の代表者は、本会の保有する個人情報を利用目的の範囲内において利用しようとする場合、利用目的、利用範囲並びに利用様式等を記載した卒業生個人情報の利用申請書(様式第2号)により申出るものとする。

(安全管理と監督)

第10条 本会は、取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他個人データの安全管理のため、個人情報管理者を置く。

2 個人情報安全管理者は、本会会長(以下「会長」という。)が任命した者をもって充て、個人情報の安全管理及び第4条第2項に定める利用目的の変更に関わる判断について、責任と権限を有する。

3 個人情報安全管理者は、事務局等において個人データを取り扱う従事者並びに次条第1項の個人データの委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督等)

第11条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 前項の場合においては、当該委託に係る契約書等に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、委託の内容又は性質により、記載する必要がないと認められる事項については、この限りでない。

(1) 当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人データを漏らし、又は盗用してはならない。

(2) 当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、本会へその旨文書をもって報告すること。

(3) 委託契約期間

- (4) 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における廃棄若しくは削除を適切かつ確実に行うこと。
- (5) 個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等を禁止又は制限すること。
- (6) 個人データ情報の複写又は複製（委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること。
- (7) 個人データ漏えい等の事故が発生した場合には本会へ報告すること。
- (8) 個人データの漏えい等の事故が発生した場合には委託先の責任を明らかにすること。

（第三者提供の制限）

第12条 本会は、法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

2 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて第三者への提供を停止している場合、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (5) 本人の求めを受け付ける方法

3 前項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

4 次の各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前第三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合

5 前項第2項に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

（個人データの共同利用）

第13条 大学が第4条第1項第4号又は第6号に関わる事項を遂行するために、本会が保有する個人データを提供する場合、大学又は学園に対して次の各号に掲げる事項が厳守されることを確認してから、個人データの提供を行うものとする。

- (1) 提供された個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報等を漏らしてはならない。
- (2) 提供された個人データの利用目的を達成後は、本会から提供された個人データ及び大

学又は学園で利用している個人情報データベース等に記録された個人データを破棄又は削除が適切かつ確実にを行うこと。

(3) 大学又は学園は、法令に定める場合を除き、本会から提供された個人データを第三者に提供しないこと。

2 大学若しくは学園は、原則として前条第4項第2項に定める個人データを共同して利用する特定の者として取扱うこととする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、本人の求めに応じて遅滞なく回答できる状態にして置くものとする。

(1) 個人情報取扱事業者の氏名又は名称

(2) 本会が保有する個人データの利用目的(第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)

(3) 次項に規定する保有個人データの利用目的の通知第16条第1項、第17条第2項、第18条第1項並びに第4項に規定する求めに応じる手続

2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第15条 個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称等の記録を作成しなければならない。

2 前項の記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

(開示)

第16条 本人から、当該本人が識別できる保有個人データの開示を請求することができる。

2 本人から前項の規定による保有個人データに開示を求められたときは、本人に対し、書面又は開示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないものとする。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本会の業務の適正な実施に著しく支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

3 前項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(訂正等)

第17条 本人から、当該本人が識別できる保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下

「訂正等」という。)を求められた場合は、遅滞なく、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの訂正等を行うものとする。

- 2 前項の規定により訂正等の求めがあった保有個人データの全部若しくは一部について、訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(利用停止等)

第 18 条 本人から、保有個人データが第 5 条の規定に違反して取り扱われているとき又は第 6 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。

- 2 前項の規定により請求を受けた場合、その請求の理由が判明したときは、違反を是正するために必要限度で遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合、利用停止等を行うことが困難な場合であって本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとるときは、この限りでない。

- 3 本人から、当該本人が識別されるが保有個人データが法令に違反して第三者に提供されたときは、提供の停止を請求することができる。

- 4 前項の規定により本人が識別される保有個人データが第 12 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているとして、当該保有個人データの第三者への提供の停止(以下「提供停止」という。)を求められた場合、遅滞なく、当該保有個人データの提供停止をするものとする。ただし、その提供停止に多額の費用を要する場合又はその提供停止をすることが困難な場合若しくは本人の権利利益を保護するために必要な代替え措置をとるときは、この限りでない。

- 5 第 1 項又は前項の規定により求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等又は提供停止を行ったとき、若しくは利用停止等又は提供停止を行わない旨を決定したときは、本人に遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

第 19 条 本会が保有する個人データについて、第 14 条第 2 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する求め(以下「開示等の求め」という。)をする者は、本会個人情報の開示等請求書(様式第 3 号)又は電子的方式等(様式第 3 号の事項を含むものに限る)により、開示等の求めをする者の氏名及び開示等の求めの事項と内容を記入若しくは記録したものを会長に提出するものとする。

- 2 前項の手続きのため、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮し適切な措置をとるものとする。

- 3 開示等の求めは、親権者、その他法定代理人又は本人が委任した代理人によってすることができる。

(理由の説明)

第 20 条 第 14 条第 3 項、第 16 条第 2 項、第 17 条第 2 項又は第 18 条第 5 項の規定により開示等の求めに関し、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらな

い場合又はその措置と異なる措置をとる場合は、その理由を説明するものとする。

(苦情の処理)

第 21 条 本会の保有個人データの取扱いに関し、当該本人からの苦情の申出は、書面又は電子的方式等により会長に行うものとする。苦情の申出がなされた場合には、その苦情の内容等に関して、遅滞なく必要な処理を行うものとする。

2 個人情報安全管理者は、前項の調査又は確認の結果を当該本人に直接通知するとともに、可及的速やかに保有個人データを取り扱う従事者に必要な指示をしなければならない。

3 第 1 項の目的を達成するために必要な場合、会長は「苦情の調査処理委員会」を設置し、苦情の内容の確認、処理の方法等を明らかにし、再発防止に努めるものとする。

4 前項の「苦情の調査処理委員会」は、個人情報安全管理者の他、会長が指名する理事 4 名で構成するものとする。

(規程の改正)

第 22 条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 5 月 25 日に制定し、平成 25 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

2 麻布大学同窓会個人情報保護規程（平成 17 年 5 月 21 日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 27 日改正し、施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般公益法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 号第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。